



4A19
YTH0002

表

講座名	点数	※
会社法事例研究問題2	2023年1月4日	
試験科目・回・問	試験地・クラス	受験番号
		フリガナ
		氏名

答案用紙
1
頁

1	1. X1に対する責任
2	(1) X1が甲社に支払ったYの義理金に基き委託契約に基づき甲社の支払を請求するため
3	には上記契約の効果が成立後の甲社に帰属している必要がある。
4	上記契約は甲社成立後、事業バーストに引き継がれた事業の宣伝
5	として締結されているから、 その締結行為は 開業準備行為に当たる。
6	これは甲社の開業準備行為は成立後の甲社に効果帰属するから、
7	設立中の会社が発展して完全な会社となるから設立中の会社と成立後の会社
8	は実質的に同一であると解する。したがって設立中の会社が実質的に取得し負担し、権
9	利義務は成立後の会社に帰属する。
10	そして、発起人の行為が設立中の会社に効果帰属するためには、①設立中の会社の
11	実質的権利能力の範囲内、かつ②発起人が有する権限内の行為である必要がある。
12	ある。
13	そこで、設立中の会社の実質的権利能力、及び発起人の権限の範囲が問題となる。
14	ア、この点、発起人の権限濫用による成立後の会社の債務負担の増大を防止する必要がある。
15	あつて、開業準備行為にまで発起人の権限が及ぶことは妥当ではない。
16	おつて、設立中の会社の目的は完全な会社になることであつて会社設立に実際上必要
17	な行為は認めらるべきである。
18	そこで設立その自体を直接の目的とする行為のみならず会社の設立にとって必要な行為
19	についても発起人の権限内に属すると解する。
20	そして開業準備行為のうち財産引受については、それを認めらるべき性が大きいことから
21	例外的に法定の要件を満たす限りで発起人の権限内に含まれると解する。
22	イ、本件では、上記委託契約は甲社成立後、事業バーストに引き継がれた事業の宣伝として



- 23 財産引受以外の開業準備行為に該当する。
- 24 レンパって、上記契約締結行為は設立中の甲社の実質的権利能力及び発起人の
- 25 の権限内に属しない。
- 26 であるから、上記行為は設立中の甲社に効果帰属しない。
- 27 (2) ~~また~~、また、定款の記載の仕様が不明確といった理由から財産引受に関する28条
- 28 2号を類推適用して財産引受以外の開業準備行為について定款に記載
- 29 記載して例外的に認めるとすべきではないと解する。
- 30 レンパって定款に記載記載しなくても上記行為は設立中の甲社に効果帰属しない。
- 31 (3) ~~また~~ ^{成立後の} 甲社の追認により効果帰属しないから。
- 32 財産引受以外の開業準備行為は、発起人の権限外という点で当然に無
- 33 効ではないから、甲社の追認^認がある場合、上記行為は甲社に効果帰属し、よ
- 34 X1は甲社に対し上記請求をすることができると考えられる。
- 35 (4)、甲社が上記追認もせず、X1が甲社に上記請求できない場合、X1は
- 36 Yが無権代理人で当たると民法^項7条に基づき支払請求^いをすることができ^いる。
- 37 3. この点、財産引受以外の開業準備行為は無権代理による契約と類
- 38 似にある契約であり、相手の保護^{無権代理に関する規定の}という趣旨が妥当なから、同条を類推適用
- 39 することができると解する。
- 40 イ. 本件では、Yが制限行為能力者であるの事情はうかがえないから、上記行為
- 41 が発起人Yの権限外の行為であることにつき善~~意~~ X1が善意無過失、X2は
- 42 Yが悪意かつX1が善意有過失でない限り、~~無権代理~~ X1は上記
- 43 請求をすることができ、Yはその報酬^{報酬}支払^{支払}義務を負う。
- 44 2. X2に対する責任



裏

(注意事項)
1 答案用紙の取扱い
答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 答案作成上の注意
(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に直線に従って書く。
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、特記となります)で書く。
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が横行にわたる場合は、訂正部分を書き直して答案を作成した場合に時間終了後に記載することは認めません。
(4) 答案用紙の裏面に記載することは認めません。
(5) 答案用紙の裏面に何も記載しないでください。
3 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判明した場合、不正行為とみなされ、取消処分を受ける場合があります。

答案用紙 3 頁

45 (1) まず、Yが義理でYとされたX2との間の甲社の成立を条件にX2所有の土地建物を見入
46 可売買契約(民法555条)は、^{会社成立後に}Yが起人が会社のために会社の成立を条件として一定の財産を
47 譲り受ける財産引受(28条2号)である。
48 ~~Yが起人が~~ 定款 本件では上記財産引受に付いて甲社定款に記載・記金がある。
49 法定要件を満たす限り、^{上記の通り、}定款に記載・記金のある限りで財産引受はYが起人の権限内に
50 属するから、定款に記載のない上記財産引受は設立中の甲社に効果帰属せず、
51 Yが起人が成立後甲社にも帰属しない。
52 (2) かつ、成立後の甲社の追認により効果帰属しないか。
53 定款に記載のない財産引受の効力及び追認の可否が問題となる。
54 ア、この点、財産引受が法定要件を満たさなければYが起人の権限内に属しない
55 とされるのは、財産引受において財産が過大に評価され、過大は対価が
56 支払われることにより会社の財産基礎を危うくするおそれがある^{り、かかる危険を回避する}ためである。
57 ~~また、~~ 法的要件を満たさない財産引受はかかる趣旨を没却するおそれがあり、
58 絶対的無効であると解する。
59 また、絶対的無効である以上、会社の追認は認められないと解する。
60 イ、Yが起人が甲社の追認により上記財産引受が甲社に効果帰属することはない
61 ~~から~~ 以上より、X2は甲社に対し上記^{土地建物の代金支払}請求をすることができ、甲社は^{かかる}支払
62 義務を負わない。
63 ~~また、~~ ^{また、} 1.(4)と同様、上記財産引受がYが起人Yの権限外の行為
64 であることに付き、X2が善意無過失又はYが善意かつX2が善意無過失(ない限り)
65 X2はYに対し上記支払請求をすることができ(民法117条類推適用)、Yはその
66 支払義務を負う。

以上

